

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地指定管理者募集要項

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の管理を指定管理者に行わせるため、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第2条の規定に基づき、運営主体となる指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地（以下「ふれあい緑地」という。）

(2) 所在地

北秋田市脇神字奥小ヶ田116-1

(3) 設置目的等

大館能代空港周辺の緑地の利用の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(4) 規模等

① センターゾーン

- センターハウス（延床面積 1,275m²）
研修室、会議室、事務室、温水シャワー（男女各6箇所）、トイレ等
- テニスコート 2面
- 多目的広場（延面積 27,300m²）
- 駐車場 288台（うち大型4台）
- 雪上車車庫（延床面積82.8m²）に圧雪車1台、公園管理車両2台、芝刈機等収納

② ふれあいゾーン

- 展望広場（延面積 9,500m² うちスカイテラス580m²）
- 駐車場 515台（うち大型2台）
- ストリートバスケットコート 2面
- 壁打テニスコート 2面
- 遊具広場（延面積9,000m²）
- トイレ 等

③ クロスカントリーコース 3コース（2.0km、2.5km、3.0km）

④ 面積（延面積） 125,000m²

(5) 指定管理料の実績（過去3年間）

令和4年度 14,357千円

令和5年度 15,106千円

令和6年度 15,106千円

(6) 施設利用者数の実績（過去3年間）

単位：人

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
センターhaus	2,883	2,178	2,855
研修室	2,292	1,906	2,458
会議室	591	272	397
テニスコート	1,365	1,285	1,439
多目的広場等	28,269	9,369	10,327
クロスカントリーコース	3,907	1,525	1,908
延べ利用人数	36,424	14,357	16,529

2 指定管理者に行わせる管理の業務（詳細は「ふれあい緑地管理業務仕様書」による。）

- (1) ふれあい緑地に係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) ふれあい緑地に係る施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他ふれあい緑地の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

4 施設の目標

大館能代空港周辺の緑地の利用の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与するため、本施設の利用促進に取り組む。

5 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

- ① 県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。なお、構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要があります。
※2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。
※3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際は共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。
※4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになります。
※5 共同事業体の構成員の出資比率については、均等割の10分の6を下限として定めるものとします。
- ② 公園施設又はこれに類する施設における維持管理業務の実績を有すること。

(2) 申請をすることのできない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- ⑤ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑥ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

6 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出してく

ださい。なお、共同事業体として申請する場合の②から⑩までに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出してください。

- ① 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
- ② 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ③ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- ④ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑥ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- ⑦ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑧ 公園施設又はこれに類する施設における業務実績を記載した書類
- ⑨ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- ⑩ 誓約書
- ⑪ 共同事業体協定書（共同事業体で申請する場合）
- ⑫ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設部港湾空港課 調整・クルーズ・空港チーム（電話018-860-2541）

(3) 提出期限

令和7年12月26日（金）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

(4) 提出部数等

申請書正本1部、副本6部 計7部を提出してください。

(5) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和7年12月12日（金）から同年12月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

② 受付方法

質問票（様式4）に記入の上、後記11（9）の問い合わせ先に郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

③ 回答及び公表

質問への回答は、受付した媒体により3日以内に行います。また、個人情報に関するものを除き、質問と回答をホームページに掲載します。

(6) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(7) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(8) 申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、応募辞退届を提出してください。

7 選定の方法、基準及び時期

(1) 建設部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる①から⑥までの選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。(括弧内は配点)

ふれあい緑地の指定管理者の候補者選定の審査基準

① 県民の平等利用の確保（適合しなければ失格）

ア 利用者の平等な利用が確保されていること

② 公の施設の設置目的の効果的な達成（25点）

ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか

イ 施設の利用促進への取組がなされるものであるか

ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか

エ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであるか

オ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか

③ 効率的な管理（15点）

ア 収支計画は適正なものであるか、また、その実現性はどうか

イ 経費縮減に向けた取組がなされるものであるか、また、その実現性はどうか

④ 適正かつ確実な管理を行う能力（35点）

ア 団体の経営状況は安全かつ健全か

イ 公園施設又はこれに類する施設における業務実績はあるか

ウ 業務を実施するために必要な人員配置計画等が立てられているか

エ 職員の資質向上に積極的に取り組む計画等はあるか

オ 安全管理（保守点検等の内容、頻度、実施要領等）は適切か

カ 緊急時対策（実施要領、職員研修等）は適切か

キ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか

⑤ その他ふれあい緑地の設置の目的又は性質に応じて定める基準（10点）

ア 自主事業の計画が積極的かつ具体的なものであるか

イ 年間を通じた利用が図られるものであるか

⑥ 県の重要施策推進に係る項目（10点）

ア 女性活躍支援に取り組んでいること（えるぼしチャレンジ企業設定など）

イ 賃金水準の向上に取り組んでいること（指定管理料制の施設を除く。平均給与額の対前年増加率など）

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、令和8年1月頃を目途に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表します。

8 指定管理者と県の責任分担等

指定管理者と県との主な業務分担及び責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕）	費用負担	
	②大規模修繕等（小破修繕以外）		費用負担
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議	協議
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置 県への報告義務 関係者への通報義務	調査権
	②原因調査	費用負担	協力義務
(3) 県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議 ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達については年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達
(4) その他の備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。
(5) 業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務	調査権
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担	改善指示
	③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償	違約金請求 損害が発生したときは、別に損害賠償請求
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償	損害賠償請求
	②指定管理者の責めに期すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合	賠償	損害賠償請求
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	・自動車任意保険 ・施設賠償責任保険 ・第三者賠償（傷害）保険	・火災保険 ・スポーツファシリティーズ保険

<p>(8) 不可抗力 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。</p>	<p>①発生時の対応</p>	<p>影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう務める）</p>	
<p>なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まれないものとする。</p>	<p>②指定管理者の責めに帰すことのできない事由による影響の対応 （8）①による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなつたと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める職務を免れる。</p>	<p>者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知</p>	<p>の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定 合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない）</p>
<p>(9) 指定期間の満了</p>	<p>①原状回復義務</p>	<p>指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を現状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。</p>	<p>原状回復を求めるか判断</p>
	<p>②備品等の扱い</p>	<p>指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。 ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。</p>	<p>県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。</p>
<p>(10) 本業務の範囲外の事業</p>	<p>①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施</p>	<p>指定管理者の責任と費用により実施 事業計画書の事前提出</p>	<p>事業計画書の承認（条件を定めることができる）</p>

9 募集要項の交付

前記6（2）に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和7年12月12日（金）から同年12月26日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間、交付します。

なお、郵送で交付を求める場合は、270円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさで、送付先を記載したもの）を同封してください。

10 説明会

説明会の開催は予定しておりませんが、開催を希望する場合は次のとおり受け付けます。

（1）受付期間

令和7年12月12日（金）から同年12月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日を除く。）

（2）受付方法

後記11（9）の問い合わせ先にお問い合わせください。

11 その他

- （1）指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。
- （2）指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。
- （3）ふれあい緑地の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。
- （4）指定期間の予算総額は20,008千円を限度とします。
- （5）指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。
- （6）ふれあい緑地の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。

＜県が定める基準額＞

テニスコート	1面1時間につき	270円
センターハウス	1時間につき	450円
	会議室	450円
温水シャワー	1回につき	100円

- （7）指定管理者は、ふれあい緑地内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができます。
- （8）県は、指定管理者の業務実務状況を確認し、最低限の業務遂行基準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。
また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

（9）問い合わせ先

秋田県建設部港湾空港課 調整・クルーズ・空港チーム

- ・住 所：郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
- ・電 話：018-860-2541
- ・F A X：018-860-3804
- ・電子メールアドレス：kowan-kuko@pref.akita.lg.jp

1.2 添付様式・資料

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地事業計画書（様式2-1）
- (3) 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地収支予算書（様式2-2）
- (4) 誓約書（様式3）
- (5) 質問票（様式4）
- (6) 応募辞退届（様式5）
- (7) 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地管理業務仕様書（別紙1）

(様式 1)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

印

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の指定管理者の指定を受けたいので、秋田県公の施設に
係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、申請します。

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地事業計画書

団体名 ○○○○
代表者 ○○○○
(住所) 郵便番号
○○○○○○○○○○○○○○
(電話) ○○○○○

※ 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の管理運営に関する次の各項目について記述してください。

※ 事業計画書はA4版で作成してください。なお、様式は任意とします。

【記述する事項】

1 基本的事項

- ① 管理運営を希望する理由
- ② 管理運営上の基本的な考え方・理念

2 審査基準に基づく事項

- ① 県民の平等利用の確保（適合しなければ失格）
 - ア 利用者の平等な利用の確保について
- ② 公の施設の設置目的の効果的な達成（25点）
 - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理
 - イ 施設の利用促進への取組
 - ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段
 - エ 利用者に対するサービス向上の取組
 - オ 地域、関係機関、ボランティア等との連携
- ③ 効率的な管理（15点）
 - ア 収支計画とその実現性
 - イ 経費縮減に向けた取組とその実現性
- ④ 適正かつ確実な管理を行う能力（35点）
 - ア 団体の経営状況
 - イ 公園施設又はこれに類する施設の業務実績
 - ウ 業務を実施するために必要な人員配置計画等
 - エ 職員の資質向上に向けた取組
 - オ 安全管理（保守点検等の内容、頻度、実施要領等）
 - カ 緊急時対策（実施要領、職員研修等）
 - キ 個人情報の適切な管理
- ⑤ その他ふれあい緑地の設置の目的又は性質に応じて定める基準（10点）
 - ア 自主事業の計画
 - イ 年間を通じた利用促進の取組
- ⑥ 県の重要施策推進に係る項目（10点）
 - ア 女性活躍支援に取り組んでいること（えるぼしチャレンジ企業設定など）
 - イ 賃金水準の向上に取り組んでいること
(指定管理料制の施設を除く。平均給与額の対前年増加率など)

(様式 2-2)

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地収支予算書（令和〇年度）

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)			
項目			
支出合計(B)			
項目	人 件 費		
	事務費		
	消耗品等		
	その他		
	事 業 費		
	管 理 費		
目	消耗品等		
	光熱水費		
	燃料費		
	外注費		
	その他		
収支(A) - (B)			

※ 令和8年度から令和13年度まで、各年度の収支予算書を作成してください。

誓約書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

所 在 地
名 称
代表者職氏名 印

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の指定管理者の指定申請に当たり、法人その他の団体又はその代表者が、次の事項に該当しないことを誓約します。

後日、誓約した内容に違反する事実が判明し、又は指定申請後に誓約した内容に違反した場合は、選定対象から除外されても異議を申し立てません。

また、6に規定する内容の確認に当たり、秋田県が秋田県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- 3 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- 5 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- 6 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

(様式4)

年 月 日

(あて先) 秋田県建設部港湾空港課

所 在 地
団 体 名
代表者氏名
担 当 者 名
電 話 番 号

質 問 票

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の指定管理者の募集要項について、次の質問をします。

番 号	質 問 事 項

注 用紙はA4判縦を使用してください。

(様式5)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

印

応 募 辞 退 届

令和 年 月 日付けで秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退しますので、届け出ます。

(別紙1)

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地管理業務仕様書

第1章 総則

(適用)

第1 この仕様書は、指定管理者が行う秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地（以下「ふれあい緑地」という。）の管理業務について適用する。

(業務の履行)

第2 指定管理者は、本仕様書及び関係法令の規定に基づき、業務を履行するものとする。
2 指定管理者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務遂行上必要と認められる事項については、委託料の範囲内において実施するものとする。

(指示の履行)

第3 指定管理者は、県の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

(管理日誌)

第4 指定管理者は、指定期間中における業務の実施結果等について管理日誌（様式任意）に記録しなければならない。

第2章 従業者

(従業者の配置)

第5 指定管理者は、業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者（以下「従業者」という。）を適時適切に配置するものとする。

(服務)

第6 指定管理者は、従業者に公の施設の管理業務に従事するものであることを自覚させ、利用者への対応、作業の態度等には十分に注意を払わせなければならない。
2 指定管理者は、従業者に業務上知り得たことを他に漏らさせてはならない。

第3章 供用

(供用期間等)

第7 ふれあい緑地の供用期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。ただし、県との協議により、短縮することができる。

(供用時間)

第8 ふれあい緑地の供用時間は、原則として午前9時から午後7時までとする。ただし、県との協議により、延長又は短縮することができる。

第4章 施設管理

(施設管理)

第9 指定管理者は、管理物件（本業務の対象となる物件）を適正かつ良好な状態で管理しなければならない。

2 指定管理者は、管理物件の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。

- (1) 予防保全 定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性、機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止する。
- (2) 事後保全 劣化損傷に対して取替・補修を行い、安全性、機能性、美観を回復する。

(予防保全)

第10 指定管理者は、供用期間中、毎日ふれあい緑地を巡視し管理物件を点検するものとする。

2 点検により異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行うとともに、軽微なものを除き、県に報告するものとする。

3 指定管理者は、前項の措置を行うほか、軽易な補修を行うため最低限必要な器具・機材類を維持管理事務費の範囲内において常備するものとする。

(事後保全)

第11 指定管理者は、事後保全に係る施設補修を行う場合又は大規模な補修を必要とする場合は、事前に県と協議することとする。ただし、維持管理事務費の範囲内において修繕工事等が可能なものについてはこの限りではない。

2 指定管理者は、利用者による管理物件の破損・盗難等の事件を発見したときは、速やかに所轄の警察署に通報するとともに、県に報告するものとする。

(法定点検等)

第12 指定管理者は、次に掲げる法令により点検等が義務付けられている施設又は安全上若しくは保安上点検等が必要と認められる施設について点検等の措置を行うものとする。この場合において、当該点検項目及び内容等はそれぞれの法令等に従うものとする。

- (1) し尿浄化槽（浄化槽法）
- (2) 貯水槽（水道法）
- (3) 消防施設等（消防法）
- (4) 自家用電気工作物（電気事業法）
- (5) 遊具（専門技術者による年1回以上の総合点検を行う。）
- (6) 夜間警備施設等

(光熱水費等の支払い)

第13 指定管理者は光熱水費等の支払いを行うものとする。

第5章 植栽管理

(植栽等の維持管理)

第14 指定管理者は、ふれあい緑地の芝生、樹木等の維持管理のため、必要な措置を行うものとする。なお、良好な状態が維持されている場合はこの限りではない。

- (1) 植込地においては、必要に応じて、刈込み、除草、清掃等を行うものとする。
- (2) 芝生地においては、必要に応じて、刈込み、施肥、除草、薬剤防除等を行うものとする。
- (3) 草地においては、必要に応じて、草刈、清掃等を行うものとする。
- (4) その他敷地内において、利用者の使用に支障とならないように植栽管理等を行うものとする。

第6章 清掃

(清掃等)

第15 指定管理者は、ふれあい緑地の美観の保持及び快適な環境の保全のため、次に掲げる事項に配慮し定期的に清掃を実施するほか、随時必要な措置を行うものとする。

- (1) 利用の妨げとならないよう作業を実施すること。
- (2) 廃棄物及び回収物等は速やかに、かつ、適正に搬出又は処理すること。
- (3) 劇薬等の取扱い及び管理については、十分に注意すること。

第7章 ふれあい緑地内の施設

(施設の使用許可)

第16 指定管理者は、秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例（以下「条例」という。）第10条に規定する使用許可、使用許可の取消し並びに使用の制限及び停止を行うものとする。

- 2 前項の規定により使用を許可したもののうち、有料施設に係る利用料金は、当該指定管理者の収入とする。
- 3 指定管理者は、施設の使用について別に定める様式による申請が必要なものについては、利用者に申請を指導するものとする。

(利用料金の徴収)

第17 指定管理者は、有料施設の使用許可を受けた者から利用料金を收受するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の利用料金を收受したときは、当該許可書に領収印を押印することとし、その他の場合には利用券等を交付するものとする。

- 3 指定管理者は、各有料施設について有料施設利用状況（任意様式）を取りまとめ、利用状況を明らかにしておくものとする。
- 4 指定管理者は、条例第14条に規定する利用料金の減免を行った場合は、前項の利用状況に減免した旨記載するとともに、別葉でその内容を取りまとめ、明らかにしておくものとする。

第8章 利用管理等

（利用案内等）

第18 指定管理者は、次に掲げる各種情報を適時適切に伝えるよう努めるものとする。

- (1) 施設の内容及び配置、供用時間、利用料金、使用手続等

特に利用料金については、条例第13条第4項に定めたとおり、公衆の見やすいように掲示しなければならない。

- (2) その他ふれあい緑地管理上必要と認められる情報

- 2 指定管理者は、ふれあい緑地利用者等からの苦情・提言等について受け付け、対応しなければならない。

（利用指導等）

第19 指定管理者は、ふれあい緑地の保全上又は機能の増進のため、次に掲げる事項について個別又は包括的に指導等を行うものとする。

- (1) ふれあい緑地内での禁止行為又は危険行為の予防又は制止のための指導
- (2) ふれあい緑地施設の正しい使用方法及びルール等に係る指導
- (3) その他ふれあい緑地管理上必要な指導又は調整等

- 2 指定管理者は、前項の業務を実施するため、供用期間中は毎日、利用者の状況に応じて園内の巡回を行うものとする。

（行為の許可申請等）

第20 指定管理者は、秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、規則第9条の規定により読み替えて適用される規則第5条第1項の規定により、秋田県大館能代空港管理事務所長に提出するものとする。

（事故の処理）

第21 指定管理者は、人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急手当を行うほか、救急車の要請等適切な措置を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用者の金品の盗難、紛争等の事件が発生した場合には、所轄の警察署に通報するものとする。

- 3 指定管理者は、事故・事件（以下「事故等」という。）の内容の如何にかかわらず、当事者又は目撃者等から場所、経緯並びに住所、氏名、保護者等を聴取し、原因の究明に努めるとともに、管理上の改善が必要と認められる事項については、速やかに対応す

るものとする。なお、この場合において、個人情報に関する事項の聴取については必要な範囲に限定することとし、この情報の取り扱いについては十分に注意しなければならない。

- 4 指定管理者は、事故等の顛末を県に報告するものとする。
- 5 指定管理者は、携帯できる救急医薬品等を常備しておかなければならない。
- 6 指定管理者は、ふれあい緑地内において発生した事故について第三者への賠償責任を補償する保険に加入するとともに、事故が発生した場合には、誠意をもって被害者との交渉にあたらなければならない。

(調査等)

第22 指定管理者は、供用期間中は次に掲げる事項について調査し、管理日誌に記載しなければならない。

- (1) 天候・気温等
- (2) 利用者数（概算）

2 指定管理者は、ふれあい緑地内の植物の成育状況、鳥類等の動向などの把握に努めるものとする。

(災害対策)

第23 指定管理者は、ふれあい緑地に関わる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、関係法令等を遵守し所要の災害対策等を行わなければならない。

2 指定管理者は、定期的に消防又は避難に係る訓練を実施するものとする。

(連絡調整)

第24 指定管理者は、県と適宜連絡調整を行い、相互に協調して円滑な運営を図るものとする。

2 指定管理者は、前項に掲げるもののほか、業務の範囲内において関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(報告等)

第25 指定管理者は、月例報告書を取りまとめ、翌月10日までに県に提出するものとする。

(その他)

第26 この仕様書に定めのない事項については、県と協議するものとする。